

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年4月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000340 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100001 号

第1 結論

請求者のA社(後にB社、さらにC社に名称変更、以下「請求対象事業所」という。)における平成10年3月1日から平成12年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年3月から同年9月までの標準報酬月額を20万円から30万円、同年10月から平成11年9月までの標準報酬月額を20万円から34万円、同年10月から平成12年9月までの標準報酬月額を20万円から38万円、同年10月の標準報酬月額を20万円から36万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年3月1日から平成12年11月1日まで

私が勤務していた請求対象事業所の給与明細書で確認できる支給額に比べ、標準報酬月額が低く記録され、年金額が少なくされている。調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成10年3月から平成12年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、20万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書(平成10年3月から平成12年9月まで)により、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が事業主から請求者に対し支払われていたことが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額

の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 10 年 3 月から平成 12 年 9 月までの標準報酬月額については、上記の給与明細書から確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額より厚生年金保険料控除額（1 万 7,350 円）に見合う標準報酬月額（20 万円）の方が低額であり、かつ、当該標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正是認められない。

また、請求期間のうち平成 12 年 10 月の標準報酬月額については、請求者は給与明細書を所持しておらず、請求対象事業所の元事業主に照会を行ったものの、回答を得ることができず、請求者の平成 12 年 10 月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正是認められない。

2 請求期間（平成 12 年 10 月を除く。）について、上記の給与明細書から確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、日本年金機構は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得月である平成 10 年 3 月の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額は 30 万 4,000 円であることから 30 万円が妥当であると回答している。

さらに、日本年金機構は、請求者が給与明細書を所持していない平成 12 年 10 月の標準報酬月額については、平成 12 年度の定時決定から 36 万円とすることが妥当である旨回答しており、当該標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる当該月の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求対象事業所における標準報酬月額については、上記の給与明細書から確認できる本来の報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成 10 年 3 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から平成 11 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から平成 12 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月は 36 万円に訂正することが必要である。

なお、上記 1 のとおり、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2000367 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2100001 号

第1 結論

昭和 40 年 3 月 1 日から昭和 42 年 5 月 2 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から昭和 42 年 5 月 2 日まで

私は、結婚を機に会社を退職し、失業保険の給付を受けるため職業安定所に行った帰り、A 市役所に寄って国民年金の加入手続を行い、その場で資格取得日からの国民年金保険料を 3 か月分程度まとめて納付した。以降も 3 か月程度ごとに、A 市役所の窓口で現金により請求期間の保険料を納付していたと思う。請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料等は所持していないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚を機に会社を退職した後、請求期間に係る国民年金の加入手続を A 市役所で行い、その場で昭和 40 年 3 月分からの国民年金保険料を 3 か月分程度まとめて納付したと主張し、自身が所持する国民年金手帳（発行日：昭和 40 年 8 月 13 日）は、当該加入手続の際に受け取ったものである旨陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 40 年 8 月 13 日に払い出されていることが確認でき、当該国民年金手帳の発行日と合致する。

しかしながら、請求期間のうち昭和 40 年 3 月の国民年金保険料は、上記の手帳記号番号の払出時点では過年度保険料にあたり、当該保険料を納付する場合は、社会保険事務所（当時）が発行した納付書を使い、国が指定する金融機関等で納付をする必要があったことから、A 市役所の窓口において納付をすることはできない。

また、請求期間当時、国民年金保険料が納付された場合における市町村の事務処理は、被保険者の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に「検認印」を押印することとされていたところ、上記の請求者の国民年金手帳のうち、オンライン記録において保険料が納付済みとされている期間については検認印が押印されている一方、請求期間については検認印を確認することができない。

さらに、請求期間のうち、現年度保険料として納付ができる期間は 25 か月であり、請求者の主張のとおり、当時の国民年金保険料の納付単位が 3 か月であったことを考慮すると、複数年にわたり合計 8 回以上の納付及び検認が必要となるところ、納付があったにもかかわらず、上記の印紙検認記録欄のすべてにおいて、検認印の押印が漏れるとは考え難い。

加えて、A 市役所に対し、請求期間当時の国民年金の事務処理について照会をしたところ、同市役所は、当該事務処理に係る資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。